

## 倉吉市建設工事及び測量等業務の予定価格の公表等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市における入札・契約の適正化、透明性の確保及び公平な競争を確保するため、倉吉市財務規則（平成12年倉吉市規則第30号）第110条の2（第117条において準用する場合を含む。）の規定により、その予定価格を競争入札を執行する前に公表することができるものとされている市の発注する建設工事及び測量等業務（以下「建設工事等」という。）の予定価格等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 市は、建設工事等について、次の各号に掲げるものに応じて、当該各号に掲げる事項を公表する。

- (1) 一般競争入札又は指名競争入札に付するもの 次条に定める事項
- (2) 随意契約によるもの 次条に定める事項（第4号に掲げるものを除く。）

(公表の内容)

第3条 公表は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 工事名（測量等業務にあつては、業務名）
- (2) 工事場所（測量等業務にあつては、業務の場所）
- (3) 工期（測量等業務にあつては、履行期間）
- (4) 予定価格（税抜）
- (5) 競争入札の日時
- (6) 競争入札に参加する業者の名称

(公表の時期及び方法)

第4条 公表は、次の各号に掲げる契約の方法の区分に応じて、当該各号に定める時期及び方法により行う。ただし、前条第6号に掲げる事項については、競争入札の執行後に市のホームページ上に設置した入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）に掲載することにより行うものとする。

- (1) 一般競争入札又は指名競争入札（公募により応札者を募る場合のものに限る。） 当該一般競争入札又は指名競争入札に係る公告を行う時に当該公告文に記載すること。
- (2) 指名競争入札（公募により応札者を募るものを除く。） 当該指名競争入札に係る必要な事項を指名通知書に記載し、及び入札情報公開システムに掲載すること。

(公表対象入札に関する措置)

第5条 前3条の規定により公表を行った建設工事等に係る競争入札（以下「公表対象入札」という。）の回数は1回とする。なお、当該公表対象入札で落札者がいない場合は、これを保留する。

(公表対象入札における工事費等算定資料の提出)

第6条 公表対象入札に応札しようとする者は、当該公表対象入札の直前に、市に当該公表対象入札に係る建設工事等の応札額を算定するに当たって基礎とした金額を記載した資料（以下「工事費等算定資料」という。）を提出するものとする。ただし、電子入札の場合は、当該公表対象入札の応札時に、工事費等算定資料の電子データを添付することによりこれを行うものとする。

2 工事費等算定資料を提出しない者は、公表対象入札の応札ができないものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成14年7月15日以後に入札の公告又は通知をする建設工事等に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成19年1月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領は施行の日前に公告し、又は指名通知を行った建設工事等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日前に公告を行い、又は指名通知の交付又は送付を行った建設工事等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年12月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日前に公告を行い、又は指名通知の交付又は送付を行った建設工事等については、なお従前の例による。